

天理市立山の辺小学校建替え整備事業に

関する基本協定書

(案)

天理市立山の辺小学校建替え整備事業に関する基本協定書（案）

天理市立山の辺小学校建替え整備事業（以下「本事業」という。）に関して、奈良県天理市（以下「市」という。）と事業者名（以下「代表企業」という。）、構成員であるグループ会社（代表企業を含む構成員企業を以下総称して「選定事業者」という。）との間で、以下のとおり合意し、本事業に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本事業の概要は本事業に係る実施方針及び要求水準書等（以下「募集要項等」という。）のとおりとする。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、市と選定事業者の間において、相互に協力・連携し、本事業に係る設計業務・建設工事・工事監理業務等についての各種契約等の締結並びに本事業の円滑な実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第2条 選定事業者は、本事業に係る募集要項等に示された提示条件を遵守の上、市に対し提案を行ったものであることを確認するとともに、提案の誠実な履行に努めることとする。

（連帯責任）

第3条 選定事業者は、本事業に係る事業の遂行を保証するため、本事業を確実に完遂する責任を連帯して負うものとする。

（当事者の義務）

第4条 市及び選定事業者は、本事業に係る「設計業務委託契約」、「建設工事請負契約」、「工事監理業務委託契約」等（以下「事業契約等」という。）の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、建設工事請負契約に係る天理市議会の議決を得て事業契約等の効力が生じるように最善の努力をする。ただし、市は事業契約等の締結がなされる前に選定事業者のいずれかの者が、次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約等を締結しないことができる。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- （2） 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てをしている者
- （3） 天理市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第22号）、第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接に関係を有する者
- （4） 天理市建設工事等入札参加停止措置要領（令和7年8月1日施行）に基づく指名停止等の措置を受けている者
- （5） 国税及び地方税（市税に限る）の滞納をしている者
- （6） 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者

(7) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けた者。ただし、当該勧告を受けた後に、必要な指定の実施について労働基準監督署に報告し、対応を実施した者を除く。

2 市は、本事業の実施に関し、選定事業者のいずれかの者が前項各号のいずれかに該当したときは、事業契約等の締結又は不締結若しくは解除又は継続にかかわらず、募集要項等に基づき「本事業の施設・事業関連の経費内訳書」で選定事業者から提案された「施設整備費及び消費税等の合計」額の10分の1に相当する金額の違約金を選定事業者に請求することができる。選定事業者のうち同項に該当する者は、当該違約金の支払義務を連帯して負担するものとし、市の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、市に生じた損害額が同項に規定する違約金を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

4 第1項の規定にかかわらず、選定事業者のいずれかの者が同項のいずれかに該当するときは、選定事業者は、市との速やかな協議の上、代表企業の責任のもとに募集要項等の参加資格要件を満たす企業との変更を提案できる。この場合において、市が参加資格要件を審査の上、業務遂行上の支障がないと認めた場合、当該構成員を変更することができる。

5 選定事業者は、事業契約等の締結の協議に当たっては、市及び市の教育に関わる有識者等の要望を尊重するものとする。

(代表企業の責務)

第5条 代表企業は、事業契約等の締結事務を含め、本協定の有効期間中、市と選定事業者との調整及び協議における窓口を担うほか、本事業に係る選定事業者内の調整等の責任を負う。

(本事業の対象区域及び施設)

第6条 本事業の対象区域及び施設は、募集要項等に示すとおりとする。なお、対象区域の賃貸借契約については、市と土地所有者が協議の上、締結するものとする。

(財政負担)

第7条 本事業の実施に係る市の財政負担（設計業務・建設工事・工事監理業務等に要する費用）は、0,000,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

(業務の委託等)

第8条 市は、本事業に関する各業務を、別紙1の記載の役割に従い、事業契約等を必要に応じて委託し、又は請け負わすものとする。

2 代表企業は、事前に書面による市の承諾を受けた場合は、本事業に100%子会社（以下「子会社」という。）に従事させることができるものとし、その場合において本事業に関する子会社の全ての行為について、代表企業が全責任を負うものとする。

(準備行為)

第 9 条 事業契約等の締結前であっても選定事業者は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行うものとし、市は必要かつ可能な範囲で選定事業者に対して協力するものとする。

2 選定事業者は、本事業を確実に遂行するため、共同企業体を組成できるものとし、共同企業体の組成に関し、共同企業体協定書を締結の上、その写しを市に提出するものとする。

(当事者が締結すべき事業契約等)

第 10 条 市と選定事業者のうち設計業務を担う構成員は、本協定書等に基づき、本施設の整備を実施するために必要な事項を定めた設計業務委託契約を締結する。

2 市と選定事業者のうち建設工事を担う構成員は、本協定書等に基づき、本施設の整備を実施するために必要な事項を定めた建設工事請負契約を締結する。なお、建設工事請負契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び天理市議会における議決が得られたときに建設工事請負契約の本契約として締結する。

3 市と選定事業者のうち工事監理業務を担う構成員は、本協定書等に基づき、本施設の整備を実施するために必要な事項を定めた建築工事監理業務委託契約を締結する。

(本事業の不成立)

第 11 条 市及び選定事業者のいずれの責にも帰すことのできない事由により、市と選定事業者が事業契約等の締結に至らなかったとき又は市が土地所有者との土地賃貸借契約を締結できない等の事由により、本事業を進めることが困難なとき、既に市と選定事業者が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。ただし、募集要項等に定める予算案件等の議決が得られない場合を除き、市又は選定事業者は、いずれかの者の責に帰すべき事由により、本事業を進めることが困難なときは、本事業の準備に関して支出した費用等を損害賠償として請求することができる。

(秘密保持)

第 12 条 市及び選定事業者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

(協定の有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から募集要項等に記載している竣工に向けた準備業務の終了日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 12 条及び第 13 条の規定は存続するものとする。

(協定の変更及び解除)

第 14 条 本協定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更及び解除することはできないものとする。

(協議)

第 15 条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて市及び選定事業者が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 16 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は原告が所在する地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書 2 通を作成し、市及び選定事業者は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和8年3月 日

天理市

住 所 奈良県天理市川原城町 605

名 称 天理市

氏 名 天理市長 並河 健

選定事業者

構成員（代表企業）

住 所

名 称

代表者職・氏名

構成員

住 所

名 称

代表者職・氏名

構成員

住 所

名 称

代表者職・氏名

構成員

住 所

名 称

代表者職・氏名

構成員

住 所

名 称

代表者職・氏名

別紙 1

本事業に関する役割

「〇〇〇グループ」における本施設の竣工までの役割は以下のとおりとする。

役割	構成員
本事業に係る設計業務	
本事業に係る建設工事	
本事業に係る工事監理業務	